平成２８年（フ）第２５号
茨城県稲敷市蒲ケ山737番地34、前住所茨城県龍ケ崎市平台５丁目10番地20
債務者　田村　幸子
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第２７号
茨城県稲敷市犬塚1662番地44　Ｋプランドール Ｂ号棟
債務者　皆川　文子
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第２８号
茨城県取手市宮和田1049番地14　ステーシア藤代202
債務者　須藤亜由美
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第２９号
茨城県牛久市牛久町3196番地９
債務者　吉澤　康行
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第３４号
茨城県取手市井野台２丁目５番17号
債務者　須藤　順子
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第３５号
茨城県牛久市南１丁目36番地16
債務者　鈴木　久司
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第３７号
茨城県稲敷市蒲ケ山41番地９　ＳＰタワービル803号室
債務者　丸山　和代
1　決定年月日時　平成28年４月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第６４号
山梨県南巨摩郡富士川町十谷85番地、前住所山梨県南都留郡富士河口湖町小立3408番地３
債務者　宮野　一長
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４８号
奈良県葛城市忍海30番地11
債務者　平田　光子
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第６号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町川関144、住民票上の住所和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字朝日２丁目148番地１　スズキアパート
債務者　清水　良子
1　決定年月日時　平成28年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２８年（フ）第１７号
宮城県大崎市鳴子温泉字末沢西86番地２
債務者　安島　正子
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第２３号
千葉県大網白里市富田1976番地４
債務者　若狭　義秀
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第４６号
三重県津市阿漕町津興222番地９　南阿漕１号館２号
債務者　橋本　佳典
1　決定年月日時　平成28年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第７２号
愛媛県喜多郡内子町中川3335番地
債務者　池田　　聡
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５４号
福岡県久留米市津福本町1433番地１　イズミハイツ11号、前住所福岡県久留米市津福今町606番地３
債務者　三嶋　弘子
1　決定年月日時　平成28年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第７号
福岡県筑後市大字長浜2173番地３
債務者　山下　広明
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２８年（フ）第６号
長崎県対馬市豊玉町大綱６番地２、前住所長崎県対馬市豊玉町仁位646番地１
債務者　重田　三儀
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係